別表六(一)の記載要領第１号⑧を削り、同号⑦を同号⑧とし、同号⑥を同号⑦とし、同号⑤中「((6)」を「((7)」に改め、同号⑤を同号⑥とし、同号④中「(5)及び(6)」を「(6)及び(7)」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第42条の12の６第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同号④を同号⑤とし、同号③中「(3)に」を「(4)に」に改め、「第42条の４第１項、第４項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、」を削り、「第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に、「第42条の９第１項若しくは第２項」を「第42条の９第２項」に、「第42条の12の３第２項若しくは第３項」を「第42条の12の３第３項」に、「、第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「若しくは第42条の12の４第３項」に改め、「若しくは第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を削り、「第17条の２第２項若しくは第３項」を「第17条の２第３項」に、「第17条の２の２第２項若しくは第３項」を「第17条の２の２第３項」に、「第17条の２の３第２項若しくは第３項」を「第17条の２の３第３項」に改め、同号③を同号④とし、同号②の次に次のように加える。

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(一)の記載要領第11号中「「調整前法人税額超過構成額　(7)」」を「「調整前法人税額超過構成額　(8)」」に、「「調整前法人税額超過額 (1)－((4)－(別表六(十二の三)「14」＋「28」)) (5)」」を「「調整前法人税額超過額 (1)－((5)－(3)) (6)」」に改め、同第13号中「「㉙」から「㉛」まで」を「「㉖」から「㉘」まで」に、「別表六(十四)の記載要領第４号」を「別表六(十八)の記載要領第４号」に、「別表六(十五)の記載要領第４号」を「別表六(十九)の記載要領第６号」に、「別表六(二十三)の記載要領第４号」を「別表六(二十七)の記載要領第４号」に、「別表六(二十二)の記載要領第３号」を「別表六(二十六)の記載要領第２号」に改める。

別表六(一)付表の表中「別表六(十四)「19」」を「別表六(十八)「19」」に、「別表六(十五)「21」」を「別表六(十九)「21」」に、「別表六(二十二)「19」」を「別表六(二十六)「４」」に、「別表六(二十三)「20」」を「別表六(二十七)「20」」に、「別表六(三十三)「25」」を「別表六(三十四)「25」」に改め、同表の記載要領第１号⑺を削り、同号⑥を同号⑺とし、同号⑤中「(5)に」を「(6)に」に改め、同号⑤を同号⑥とし、同号④中「。(5)」を「。(6)」に、「(4)及び(5)」を「(5)及び(6)」に改め、同号④を同号⑤とし、同号③中「(3)に」を「(4)に」に改め、同号③を同号④とし、同号②の次に次のように加える。

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(一)付表の記載要領第11号中「別表六(六)「５」」を「別表六(六)「６」」に改める。

別表六(七)の表を次のように改める。